

かこバスミニ路線運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内でかこバスミニ路線運行補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市かこバスミニ路線運行補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間における運行系統別輸送実績報告書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次の各号に掲げる運行期間ごとに行うものとし、申請に係る書類は、各運行期間における事業終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月28日まで
- (4) 1月4日から3月31日まで

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市かこバス

ミニ路線運行補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(遅延利息)

第8条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係） かこバスミニ路線運行補助金

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	生活利便施設へアクセスする生活交通と幹線へ接続するフィーダー（支線）交通として運行することで、公共交通不便地域の解消を図ることを目的とする。
補助金等の範囲	対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
	対象となる経費	<p>【補助対象系統】 (志方西ルート) ・ボンマルシェ志方店－志方市民センター（成井）フロッシュ前－アルカドラッグ加古川西店前－宝殿駅（往復） (志方中ルート) ・投松公会堂－ボンマルシェ志方店－西脇－大国団地－アルカドラッグ加古川西店前－宝殿駅（往復） (志方東ルート) ・広尾東－西飯坂－ボンマルシェ志方店－いちかわ内科前－上富木－西脇－大国団地－アルカドラッグ加古川西店前－宝殿駅（往復） (山手ルート) ・日岡苑－新神野5丁目－はくほう会加古川病院－高岡会館（往復） (病院ライナー) ・宝殿駅－加古川中央市民病院（往復） (平岡東ルート) ・喜瀬川台3号棟前－土山駅南口－イオンタウン東加古川（往復） (平岡北ルート) ・野口山－総合文化センター－ハローズ－東加古川駅（往復） (平岡東南ルート) ・土山駅南口－大中遺跡南－イオンタウン東加古川－東加古川駅（往復）</p> <p>【補助対象期間】 補助対象年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>【対象となる経費】 (1) 運行経費 ① 通常分 実車走行キロ×地域キロ当たり標準経常費用(※)－経常収益 ※補助対象年度の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用（北近畿）をいう。 ② 人件費高騰対策分 実車走行キロ×人件費の上昇率を考慮した経費 [ア] [算式に代入する金額等] [ア]人件費の上昇率を考慮した経費 地域キロ当たり標準経常費用×キロ当たり単価に占める人件費の割合×人件費高騰割合－キロ当たり単価に占める人件費</p> <p>(注1) 人件費の割合は、「国土交通省 令和5年度乗合バス事業の収支状況について」における令和5年度の民営の人件費の割合とする。</p>

		<p>(注2) 人件費高騰割合は、令和7年度兵庫県最低賃金÷令和3年度から令和5年度までの兵庫県最低賃金の平均</p> <p>(2) 運行に必要な設備等、整備に要した費用</p> <p>(3) その他、かこバスミニ運行に関する覚書第3条第2項に規定する協議において、市が負担すると定めた費用</p> <p>※平岡東南ルートに係る対象経費の算定等については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)は、当該ルートの本市に係る運行キロ程が当該ルートの運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 ・(2)は、当該費用のうち、播磨町と協議のうえ本市が負担すると定めた費用に限る。 ・(3)は、「かこバスミニ運行に関する覚書」を「かこバスミニ運行に関する覚書(平岡東南ルート)」と読み替えるものとする。
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	<p>①【対象となる経費】の(1)(2)(3)を合計した後、千円未満切り捨て</p> <p>②補助対象経費の額を限度とする</p>